



村営住宅・若者定住促進住宅 入居者募集

■募集住宅

- ・村営住宅長興寺団地（木造平屋 2LDK）…2戸
- ・村営住宅江刺家団地（木造平屋 2LDK）…1戸
※浴槽・給湯器がありません。
- ・江刺家若者定住促進住宅（木造平屋 2LDK）…2戸
- ・長興寺若者定住促進住宅（木造平屋 2LDK）…1戸

■入居時期 令和4年9月下旬頃

■家賃 世帯の所得および入居世帯員構成に応じて決定
(入居後も変動あり)

■敷金 家賃の3か月分

■連帯保証人等 入居の際、村内に居住する方2名(定住促進住宅は1名)が必要です。※確保が難しい場合は、家賃債務保証業者を利用することができます。その場合、敷金は不要です。

■入居資格

【村営住宅】

- ①原則、同居しようとする親族がある者(婚約者等を含む)
- ②現に住宅に困窮していること
- ③政令で定める収入基準に適合していること
- ④国税・地方税など滞納していないこと

【定住促進住宅】

- ①同居しようとする親族があり(婚約者等を含む)、44歳以下の者で構成する世帯
- ②将来にわたり九戸村で居住する者であること
- ③自らの居住のための住宅を必要とする方
- ④国税・地方税など滞納していないこと
- ⑤定められた家賃および敷金を支払う能力がある方

■募集期間 令和4年8月17日(水)～8月31日(水)
8:30～17:30

※土日祝日を除く。また先着順ではありません。

■必要書類

- ①入居申込書(役場1JU戦略室(3階)にあります)
 - ②住民票(入居希望者全員分の本籍、続柄が表示されたもの)
 - ③令和4年度所得証明書(入居希望者全員分)
 - ④令和3年度納税証明書(入居希望者全員分)
- お申し込み・お問い合わせ 九戸村役場1JU戦略室定住環境係
☎0195-42-2111(内線214)

動物愛護フェスティバル in 二戸

動物の愛護と適正な飼養についての理解、関心を深めるため、9月23日(金・祝)に「動物愛護フェスティバル in 二戸」を開催します。お誘いあわせの上、ペットと一緒にご参加ください。

■日時 令和4年9月23日(金・祝)

9:00～11:40(8:30分受付開始)

※雨天決行

■会場 二戸地区合同庁舎前駐車場

■開催内容

- 1 動物慰霊祭
 - 2 動物ふれあい写真展表彰式
 - 3 マイクロチップ装着デモンストレーション ◎希望者には 当日マイクロチップを装着します!(10頭限定)
 - 4 わんわん運動会 ◎参加賞あり!
- 獣医さんによる「しつけワンポイントアドバイス」もあります!

■お問い合わせ

二戸保健所 ☎0195-23-9219

地域福祉相談会を開催

障がいのある方やその家族を対象に、日常生活での困りごとや福祉サービス利用などについての相談をお受けします。気軽にご相談ください。

■日時 令和4年9月22日(木) 10:00～12:00

■場所 街の駅 まさざね館

■担当

二戸地域委託相談支援センターの相談員
つくし相談支援事業所の相談員

■お問い合わせ・お申し込み

・二戸地域委託相談センター

☎0195-23-6608

・つくし相談支援事業所

☎0195-43-3201

・九戸村役場保健福祉課地域福祉係

☎0195-42-2111(内線174)

令和4年度九戸村敬老会について

例年9月に開催しております九戸村敬老会について、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から下記のとおり内容を縮小して実施することとしましたので、お知らせいたします。

■敬老会式典及び祝賀会

会場	式典及び祝賀会
戸田地区	行わない
伊保内地区	行わない
江刺家地区	行わない
折爪荘及びおりつめの里	施設内で開催

■記念品等贈呈

- (1) 長寿（90歳以上）、米寿、喜寿の記念品
- (2) 長寿年金（80歳以上）
- (3) 敬老祝い食事券（3地区対象者全員）

※昨年同様に敬老の日を目的として、地区行政連絡員を通じて配布を予定しています。

■お問い合わせ

九戸村役場保健福祉課地域福祉係

☎ 0195-42-2111（内線170）

後期高齢者医療の窓口負担割合が変わります！！

後期高齢者医療の自己負担割合は、1割と現役並所得者の方の3割の2種類でしたが、**令和4年10月1日から1割負担の方で一定以上の所得がある方は2割負担となります。**

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代からの支援金となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。新制度の施行に伴い、令和4年10月1日から使用する保険証を9月中旬に送付いたします。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年収収入※3をもとに、世帯単位で判定します。上記のフローチャートをご参考ください。

- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方（65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担が3割の方
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日から3年間は2割負担となる方について、1ヵ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、登録のための申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

■お問い合わせ 九戸村役場税務住民課国保住民係

☎ 0195-42-2111（内線212）

